

郡上市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 委託事業者募集要領

1. 業務目的

本業務は郡上市が実施する地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）におけるマッチング支援業務を委託することにより、受注者独自のネットワークやノウハウを活用し、寄附の見込みのある企業へ働きかけを行うことで、寄附金の獲得による財源確保を図ることを目的とする。本募集要領は、この業務を受注する事業者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 郡上市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 |
| (2) 業務内容 | 別添「郡上市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から契約締結年度末まで |
| (4) 選定方法 | 書面審査による |
| (5) 委託料 | 委託料の算定は成果報酬型とし、本業務を通じて寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、寄附金額の20%（消費税及び地方消費税を除く）以内とする。仕様書の「4.業務内容」に係る費用は全て委託料額に含まれるものとする。 |

3. 申込資格等

本募集の申込は、以下の条件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 企業版ふるさと納税に精通していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 競争入札参加資格等指名停止を受けていない者。また、指名の停止を受けたが既にその停止の期間を経過している者。
- (4) 申込書の提出から契約締結までの間に、郡上市建設工事等契約に係る指名（入札参加資格）停止等措置要領（平成16年告示第139号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者でないこと。
- (6) 租税公課の滞納がないこと。
- (7) 郡上市暴力団排除条例（平成24年郡上市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。

4. 審査から契約までの流れ

1	申込書等の提出	随時受付
2	書面審査	申込書受付後、2週間程度
3	審査結果の通知	書面審査完了後、申込書に記載されたメールアドレスへ通知
4	業務委託契約締結	審査結果通知後、受託候補者と協議の上、決定する。

5. 提出書類等

(1) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
1	申込書	【様式1】
2	類似業務実績書	【様式2】新しい年度の実績から抽出。最大4件まで記載
3	見積書	【様式3】
4	事業者概要書	任意様式（会社概要パンフレットなど）
5	企画提案書	任意様式（実施方法や体制、特徴・強みとするところなど）
6	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書【写し可】	法務局発行、申込日前3か月以内に発行されたもの ※郡上市競争入札等参加資格者名簿へ登録されている事業者は省略可
7	財務諸表（決算書）【写し可】	直前の決算時の財務諸表 ※郡上市競争入札等参加資格者名簿へ登録されている事業者は省略可
8	（法人）市民税・固定資産税の納税証明書（1年分）又は市町村税の完納証明書【写し可】	本店登録の場合は本店等の所在する市町村のもの、支店等登録の場合は支店等の所在する市町村のもの、申込日前3か月以内に発行されたもの ※郡上市競争入札等参加資格者名簿へ登録されている事業者は省略可
9	消費税及び地方消費税の納税証明書【写し可】	国税の納税証明書、申込日前3か月以内に発行されたもの ※郡上市競争入札等参加資格者名簿へ登録されている事業者は省略可

なお、各種書類は本市ホームページからダウンロードできます。

郡上市ホームページ 様式掲載先 URL

<https://www.city.gujo.gifu.jp/life/detail/post-1185.html>

(2) 提出先及び提出方法

提出先：市長公室企画政策課

提出方法：PDF形式によりメールで提出。（最終頁参照）

※メール送信後、電話により受信確認を行うこと。

※事業者概要書のみ、別途郵送でも可。

(3) その他

- ・提出された書類は一切返却しない。
- ・提出された書類は、当該審査以外には使用しない。
- ・提出期限後の提出書類の修正、変更は一切認めない。但し、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ・本業務における情報公開請求があった場合は、郡上市情報公開条例（平成16年条例第10号）に基づき提出書類を公開することがある。

6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申し込みまたは受託候補者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- (2) 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと郡上市が判断したとき。

7. その他留意事項

- (1) 申込者は、本募集要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 申込者は、本募集要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本募集への申し込みに要する費用等は、全て申込者の負担とする。
- (4) 提出された申込書等の審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 選定結果についての異議申立は一切受け付けない。

8. 担当部署

郡上市役所 市長公室 企画政策課k

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地

電話：0575-67-1844（直通） FAX：0575-67-1711

E-mail：kikaku@city.gujo.lg.jp